

(解答例)

(1) 労働基準法と労働安全衛生法の違いを簡潔に説明せよ

労働基準法は被雇用者の労働条件の最低基準を定める法律で、労働安全衛生法は労働災害発生を防ぐために労働者の安全と健康を守るだけでなく快適な労働環境の実現を事業者に義務づける法律

(2) 労働災害は、労働者災害補償保険法では業務災害、通勤災害、二次健康診断等（直近の健診で業務上の事由による脳血管疾患または心疾患の発生有所見の場合）を含むが、1952年から主要産業における労働災害の発生状況を明らかにすることを目的として「毎月労働災害統計調査」として開始された「労働災害動向調査」では通勤災害や、遅発性の業務災害や伝染病等は除くこととされている。労働災害動向調査で100人以上の規模の事業所と総合工事業における労働災害の状況を示す指標として用いられている2つの指標は何か。

度数率と強度率

(3) 労働衛生3管理における「作業環境管理」は、作業場に有害な因子が存在する場合に、その有害な因子を除去、一定限度まで低減、または（それらが不可能な場合）保護具や保護衣等、個人的曝露防止手段を利用するなどして、当該有害因子による労働者の健康障害を未然に防止することであるが、有害因子としての有機溶剤等については、2種類の衛生基準（許容濃度と管理濃度）が存在する。この2種類の衛生基準の違いについて簡潔に説明せよ。

許容濃度が個人曝露として通常の労働をした場合にほとんどすべての労働者に健康影響が出ないレベルを日本産業衛生学会が示した値であるのに対して、管理濃度は作業場所の作業環境管理の良否を判断するための管理区分を決定するために厚生労働省が定めた基準値。